

令和6年度 WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク運営業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

和歌山県は、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域経済を支える人材が不足している状況である。このような中で、県内産業を維持・発展させていくためには、日本人材だけでなく、企業の将来を担う優秀な外国人材を呼び込むことも重要である。そこで、外国人材が安定的に雇用される受入体制を構築し、外国人材の県内企業への就職率・定着率の向上を図るため、本業務を実施する。

本業務は、外国人材の受入に効果的なセミナー等の企画のほか、適切な支援を実施できる運営体制が必要であるため、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2. 概要

- (1) 業務名 令和6年度 WAKAYAMA 外国人材雇用サポートデスク運営業務
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 見積限度額 金 10,215,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 契約書 委託先として特定した事業者に対して別途作成

3. スケジュール

令和6年2月22日(木)	事前説明会
事前説明会終了後～2月27日(火)	企画提案書作成に関する質問受付
令和6年2月29日(木)	質問回答
令和6年3月11日(月)	辞退届提出期限
令和6年3月1日(金)～3月18日(月)	企画提案書の受付
令和6年3月22日(金)	審査会

※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

4. 参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (7) 和歌山県が行う入札に関する資格停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。
- (9) 本公募型プロポーザルの事前説明会に参加する者であること。

5. 事前説明会

- (1) 日時 令和6年2月22日（木）午後2時30分から午後3時00分まで
- (2) 方法 オンライン（Microsoft Teams を使用）
- (3) 内容 仕様書の説明等
- (4) 参加申込

事前説明会参加申込書（様式1）を令和6年2月20日（火）午後5時までに、10の提出先にメールにより提出してください。

なお、事前説明会に参加するための URL については、担当者にメールします。

6. 質問・回答

- (1) 質問方法

質問書（様式2）を10の提出先にメールにより提出すること。

- (2) 受付期間

事前説明会終了後から令和6年2月27日（火）午後5時まで

- (3) 回答

質問に対する回答については、質問者に令和6年2月29日（木）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとする。

7. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 5部

（ア）A4判（A3判をA4判に折り込むことも可）、フルカラーで作成すること。

（イ）別添仕様書に従い、企画提案を作成すること。なお、1業者1提案とする。

イ 経費見積書（様式任意） 1部

（ア）見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

（イ）見積金額は、2(4)の見積限度額を超えないこと。

ウ 委任状（様式3） 1部 **※提出事業者が本社でない場合**

エ 提案者の概要が分かるもの（会社案内、本業務に類似する実績等） 1部

オ （ア）～（エ）の書類 各1部 **※採用された事業者のみ**

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを添付することで、(ア)～(エ)の書類を省略することができる。

(ア) 使用印鑑届（様式4） ※印鑑証明書を添付

(イ) 以下のうちいずれかの書類

- ・法人：登記事項証明書
- ・任意団体（法人格のない団体）：団体規約又は定款・役員名簿・事業活動報告書
- ・個人：住民票

(ウ) 和歌山県税の全項目に未納がないことを確認できる証明書

(エ) 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる証明書

(2) 提出方法 10 の提出先に持参又は郵送で提出してください。

(3) 提出期間

令和6年3月1日（金）午前9時から令和6年3月18日（月）午後5時まで必着（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前9時～午後5時）

8. 審査

(1) 審査方法

企画提案書及び25分程度のプレゼンテーション（質疑応答を含む。プロジェクターの使用なし。）により審査を行います。

審査は、和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行います。

(2) 日時・場所（予定）

ア 日時 令和6年3月22日（金）午後1時から午後5時まで

※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

イ 方法 オンライン（Microsoft Teams を使用）

※参加 URL 等詳細は別途通知します。

(3) 契約候補者の選定

ア 審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積額を参考に契約候補者を選定する。

イ 提案者が1者の場合においても審査する。

ウ 契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案者を契約候補者に選定する。

(4) 審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

9. その他留意事項

(1) 一度提出した書類は返却しない。

(2) 本公募型プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

- (3) 選定された事業者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、和歌山県に帰属する。
- (4) 選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、当該事業者に帰属する。
- (5) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、すべて参加者の責任とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべて参加者の責任とする。
- (7) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとする。
 - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (8) 事前説明会参加後に、本公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 6 年 3 月 11 日(月)午後 5 時までに 10 の提出先に辞退届（様式 5）を持参又は郵送により提出すること。
- (9) 本公募型プロポーザルは、和歌山県議会令和 6 年 2 月定例会において、令和 6 年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合がある。
- (10) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合がある。

10. 各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 労働政策課 （担当：就業支援班 山本）

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL：073-441-2791 FAX：073-422-5004

Mail：yamamoto_y0098@pref.wakayama.lg.jp